平成３０年（フ）第２０号
三重県津市上弁財町10番７号　レインボーハイツＡ202、開始決定時の住所三重県津市芸濃町椋本507番地
破産者　古市　弥彦
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２１号
三重県松阪市嬉野中川新町１丁目71番地　サンマンションアトレ中川駅前904
破産者　山本　善尊
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９号
京都市左京区岩倉中町473番地１　カーザグランデ201、前住所三重県四日市市滝川町９番15号　アルカディア４Ａ
破産者　中　　三郎
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
三重県四日市市諏訪栄町６番３号　ハニービル１階
破産者　有限会社エフズカンパニー
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６６５号
兵庫県西宮市松ケ丘町12番26号
破産者　有限会社フォックス
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９６号
香川県高松市松並町617番地７
破産者　有限会社住まいる希描
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２５８号
千葉県船橋市前原西７丁目７番16号
破産者　有限会社ハルカトレーディング
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目13番35号、開始決定時の住所千葉県船橋市前原西７丁目７番16号
破産者　イクラムこと　カワジャ・イクラムラ
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目13番35号、開始決定時の住所千葉県船橋市前原西７丁目７番16号
破産者　水内　久美
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８５号
千葉市中央区千葉港８番２号　ブラウシア611号
破産者　工藤　英文（旧姓木内）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６０号
千葉県八千代市八千代台西10丁目10番６号
破産者　野口　智貴
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９１号
千葉県市川市河原11番10号　（臼倉荘１号）
破産者　太樂　正己
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９７号
千葉市花見川区千種町333番地１　千葉北ダイヤモンドマンション309号
破産者　益江　　治
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０５号
千葉市美浜区高浜１丁目２番４棟203号
破産者　有限会社花澤
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０６号
千葉市美浜区高浜１丁目２番４棟203号
破産者　花澤　　覚
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６０号
千葉県市川市妙典３丁目３番14―402号（Ｎ．Ｋコート）、申立時の住所千葉県市川市南行徳１丁目22番６号　（アサワコーポ203号）
破産者　工藤　　洋
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６３号
福岡市東区松島４丁目８番34号
破産者　株式会社ＦＯＯＤ　ＣＲＥＡＴＥ
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６号
長崎市滑石２丁目14番35号
破産者　有限会社コンパス
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０２号
福岡市中央区大手門１丁目４番21号
破産者　株式会社フィールド
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０３号
福岡市中央区赤坂３―10―44
破産者　株式会社ｓｔｉｌｅ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８７号
栃木県宇都宮市平松本町345番地２　グランドォール宇都宮Ⅱ106
破産者　松下　浩子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月